

# 格差と貧困の解消を

時給1000円以上・全国一律最低賃金制の実現のために



この冊子は最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立をめざす愛労連のとりくみの進め方および要求とその考え方、最低賃金のしくみ等を解説したもので、職場や地域での学習会、また地方議会への要請等に活用するために作成したものです。

愛知の最低賃金は、07年10月25日から714円になりますが、わずか20円程度の改定では「格差と貧困」の解消にはほど遠い内容です。最低賃金が真に「労働者の生活の安定」をはかる水準となるために、引き続き大きく運動を広げる必要があります。学習を基礎に、職場・地域で最低賃金の引き上げをめざして奮闘しましょう。

# 構造改革・労働法の「規制緩和」のもとで

90年代後半、当時の日経連が「新時代の日本的経営」を打ち出して以降、日本の雇用は終身雇用から有期雇用へ、正規労働者から非正規労働者への置き換えが急速にすすんできました。リストラで正規社員が減少する一方、パート、派遣など非正規労働者が増え、現在では女性労働者・青年労働者の半分以上が非正規という状況です。

労働法制の規制緩和がすすめられ、労働者の働かされ方は大きく変わりました。とくに労働者派遣法は改悪に次ぐ改悪で、製造業に3年の期間で派遣が可能になり、いま「日雇い派遣」といわれる雇用形態が青年層を中心に広がっています。

## 労働者派遣事業法の改悪の推移

- 1985年 労働者派遣法の成立  
16業務について労働者派遣を認める
- 1996年 労働者派遣法の「改正」  
対象業務16から26へ大幅増
- 1999年 派遣対象業務を原則自由化  
ネガティブリストへ
- 2003年 労働者派遣法の「改正」  
製造への派遣解禁、3月～3年に

構造改革・規制緩和が、ワーキングプアをつくりだし、大きな社会問題になっています。日雇い派遣で働く労働者をはじめ、製造業で働く派遣労働者の多くは、社会保険等に未加

入で、長時間労働のうえ、低賃金で働かされています。

雇用の破壊とともに、低賃金労働者が急増しています。国税庁の統計でも年収200万円以下の労働者が増え、06年度はついに1000万人をこえました。

# 低賃金労働者増大の原因は低い最低賃金

その最大の原因は、日本の最低賃金があまりにも低く、多くの企業で人件費削減を容易にさせ、最低賃金法が定める「規制」の役割を果たしていないことにあります。

日本は「均等待遇」が法的に明文化されておらず、正規・非正規労働者間の格差は異常に拡大し、明らかに差別としてあらわれています。「パート労働法」は改正されたものの、差別禁止の対象となるパート労働者は、1200万人のパート労働者のうち、わずか1%程度にとどまるにすぎません。

雇用の安定・均等待遇の実現とあわせ、最低賃金の思い切った引き上げが重要な課題になっています。07年は最低賃金引き上げにむけた世論がたかまり、政府もついに「改定法案」を国会に上程せざるを得なくなりました。この流れをさらに前進させるために、最低賃金引き上げと職場の非正規労働者の時給引き上げのたたかいをむすびつけてとりくみをさらに広げましょう。



|                     |   |
|---------------------|---|
| はじめに                | 1 |
| ワーキングプアの出現とその背景     | 2 |
| 生活できない日本の最低賃金①      | 3 |
| 生活できない日本の最低賃金②      | 4 |
| そもそも最低賃金とは そのしくみは   | 5 |
| 07年の最低賃金改定いっそうの格差拡大 | 6 |
| 「改正パート法」実効性乏しく      | 7 |
| 最低賃金の関する愛労連の要求①     | 8 |
| 最低賃金の関する愛労連の要求②     | 9 |

## 目次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 最低賃金に関する愛労連のとりくみ①   | 10 |
| 最低賃金に関する愛労連のとりくみ②   | 11 |
| 最低賃金に関する愛労連のとりくみ③   | 12 |
| 全労連「最低賃金法改正要求大綱」    | 13 |
| 最低賃金制度「関連法案改正」について① | 14 |
| 最低賃金制度「関連法案改正」について② | 15 |
| 公契約にかかわる愛労連の要求①     | 16 |
| 公契約にかかわる愛労連の要求②     | 17 |
| 最低賃金引き上げの経済波及効果について | 18 |



## ワーキングプアの出現とその背景

### 年収200万円以下の「働く貧困層」が急増

① 「日雇い派遣」の働かされ方で、低賃金・社会保険未加入、その日の生活費を稼ぐのに精一杯で、アパート代すら払えない、いわゆる「ネットカフェ難民」が増えています。厚生労働省が調査した結果では5400人がこうした「生活」を送り、愛知でも1300人になるといわれています。

② 年収200万円にも達しない労働者は「ワーキングプア＝働く貧困層」とよばれています。「日雇い派遣」で働く青年労働者にかぎらず、介護や福祉職場に働く労働者もきわめて低い賃金になっています。

ワーキングプア世帯数の推移(就業構造基本調査より97/02)

|              | 総世帯数(万) |        |       | 貧困世帯数(万) |       |       | 貧困率(%) |      |
|--------------|---------|--------|-------|----------|-------|-------|--------|------|
|              | 97年     | 02年    | 増減    | 97年      | 02年   | 増減    | 97年    | 02年  |
| 就業世帯数        | 3531.5  | 3445.2 | -86.1 | 496.7    | 620.3 | 123.5 | 14.1   | 18.0 |
| 失業世帯(無業・求職中) | 37.9    | 72.4   | 34.5  | 17.5     | 36.2  | 18.7  | 46.1   | 50.0 |
| 勤労世帯計        | 3569.2  | 3517.6 | -51.6 | 514.2    | 656.5 | 142.2 | 14.4   | 18.7 |

「経済」07年8月号より

③ こうした事態をひきおこした最大の原因は、財界・政府による雇用の破壊、労働法制の規制緩和にあります。とくに労働者派遣法は85年に成立したあと、03年にかけてあいつぐ改悪がおこなわれてきました。派遣法の改悪とともに、派遣会社が急増、フルキャスト・グッドウィルなど巨大派遣会社が携帯で労働者を登録し、その日の朝に現場に派遣するという「日雇い派遣」が急速に拡大しました。

こうした仕事に従事する労働者の賃金は、ときには最低賃金すら下回る日当であったり、仕事中的けがでも治療費は自分持ちというきわめて劣悪な条件のもとで働かさせています。

### 労働法制の規制緩和で職場に「違法雇用」が拡大

① 派遣労働は、大企業製造業職場で「偽装請負」「違法派遣」という形で広がりました。愛知ではトヨタ系企業の下請で、違法派遣していた労働者が労災事故にあい、偽装請負が発覚。またブラジル人労働者をトヨタ系企業に派遣していた派遣会社は、社会保険未加入のうえ、「消費税対策だ」と称して彼らを「個人事業主」としていました。

② トヨタ系企業のなかには、さらに研修・実習

制度を悪用してベトナム人を違法に働かせている事実が発覚しました。研修生を時給300円程度で、働かせ、初日から時間外労働の強要、強制貯金など、違法行為がまかり通っていました。

③ 製造業現場に、こうした派遣労働や「偽装請負・違法雇用」を拡大させたことによって、大企業は空前の利益をあげています。人件費をはじめとする「コストカット」を、法をやぶってまで下請企業に押しつけてきた大企業の社会的責任が問われなければなりません。

トヨタは2兆円の利益をあげる世界に名だたる企業ですが、その利益の源泉は、徹底したコスト削減、大企業優遇の税制による減税にあるといっても過言ではありません。

### 大企業の利益を社会に還元させる運動が重要

① 徹底した人件費削減(雇用破壊、低賃金)が企業の利益の源泉になっていることは異常です。「8時間労働で生活できる賃金」を保障するのは企業の最低限の責務です。

② どんな職場でも、どんな地域でも労働者が自立してくらせる賃金は欠かせません。「ワーキングプア」の増大は社会の存立をおびやかすものであり、「格差と貧困」を根絶することは政府・国の責任です。また、それを全うさせるためにも、労働組合のたたかいが重要になっています。



毎年とりくまれているトヨタ総行動。「もうけを社会に還元せよ」と豊田市内でアピールした。＝07年2月

# 生活できない日本の最低賃金 ①

## 国際的に最も低い日本の最低賃金

① ワーキングプアが増える要因の二つ目に、あまりに低い最低賃金があります。今年は愛知の場合20円の引き上げがあり、714円になったものの、それでもほとりの労働者が独立して生活できる水準にはありません。また全国一律でないため格差が拡大し、国際的にみてもアメリカに追いこされ、世界で最も低い水準にとどまっています。

### 欧州主要国・米国の最低賃金

(2006年1月)

| 国名            | 月額(円)   |
|---------------|---------|
| ベルギー          | 172,300 |
| フランス          | 170,155 |
| アイルランド        | 180,632 |
| ルクセンブルク       | 209,969 |
| オランダ          | 177,838 |
| イギリス          | 177,279 |
| アメリカ(09.01実施) | 148,572 |
| 日本            | 115,653 |

(出所)Eurostat、厚生労働省 しんぶん「赤旗」より

② 最低賃金の額は、「生活保護水準より低い」ことが国会でもとりあげられるなど、大きな問題になりました。先の通常国会で「最低賃金法改定案」が上程され「生活保護施策との整合性を配慮する」というものでしたが、しかし「改定案」は継続審議となり、いまだに「改定案」の審議・成立の見通しはたっていない。

## この額じゃくられない「生活体験」でも実証

① 愛労連は毎年2月に最低賃金による生活体験を実施しています。今年2月は694円での生活にチャレンジする「生活体験」

- (1) 時間額 694円  
 (2) 1か月の賃金の算出条件  
 ① 1日8時間労働として  
 ② 日額5552円×就業日数22日=122,144円  
 ③ 税金・保険料等の算出  
 厚生年金保険料(A) 9224円  
 健康保険料(B) 5166円  
 雇用保険料(C) 977円  
 所得税(D) 1875円  
 住民税(E) 2508円  
 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)=19,750円  
 ④ 1か月に使える金額 102,394円

をおこないました。

40人近い組合員が上記の金額で1月間生活をしましたが、最賃の金額内におさまったのは、わずか2人です。その2人のうちひとり家族とともにくらし、もうひとり風邪をひいて外出できなかったことで何とか収まったというものです。感想でも「この金額では、人付き合いもできない。気持ちがすさんでいくのがわかる」などの感想がよせられています。このほかにも以下のような声がよせられました。



### 実際の家賃なら暮らせない!

医労連・Mさん  
 歓送迎会など仕事での付き合い、飲み会などに結構出費が大きくなっていました。いつもに比べ、なるべくムダ使いをしないよう心がけたつもりでしたが、それでも大分最低賃金よりオーバーしてしまった。実際には家賃に5万円くらいかかるので、もっと支出は大きい。かなりきりつめて、交流会などへの参加も減らさないと最低賃金内におさめるのは、一人暮らしではむずかしいと感じました。

### 働いていれば余暇も必要

全司法・Oさん  
 大変きつかったです。途中、飲みに行ったりスキーをしたりしましたが、働いていれば当然余暇も必要です。また、できるだけ実家に寄生(帰省?)したにも関わらず、このザマです(54,000円オーバー)。職場環境は厳しくなる一方です。それに見合った賃金を求めます!

## パート・非正規労働者の賃金引き上げを抑制

① ヨーロッパ諸国では、最低賃金を全労働者の平均賃金の50%から60%に引き上げる努力が続いています。しかし日本は平均賃金の39%、賞与を含めると31.5%にすぎません。第147国会に提出された「最低賃金改定法案」は、この問題にはふれていません。

② 現在、非正規労働者は全体の34.6%に達しています。そのうちパート労働者は23.0%(05年)であり、女性パート労働者の賃金総額は正規男性労働者の37%と大きな格差があります。

③ 次頁表をみると、愛知県内のパート時給(女性)の平均は887円となっています。この額で8時間・22日働いてもわずか15万円強にすぎません。パート労働は家計の補助ではなく、職場でも基幹的役割を果たしています。ここには、最低賃金を低く抑えることで非正規労働者の賃金水準を抑制する財界・政府の賃金抑制政策があります。



# 生活できない日本の最低賃金 ②

|                       |               |                  |           |
|-----------------------|---------------|------------------|-----------|
| 地域最低賃金                | 時間額           |                  | 6 9 4 円   |
|                       | 月額換算          | 8 時間22日<br>176時間 | 122, 144円 |
| パート時給(女性)             | 時間額           |                  | 8 8 7 円   |
|                       | 月額換算          | 8 時間22日          | 156, 112円 |
| 生活保護基準(単身18歳) × 1. 25 |               |                  | 151, 637円 |
| 標準生計費                 | 1 人世帯 × 1. 25 |                  | 110, 825円 |
|                       | 4 人世帯 × 1. 25 |                  | 257, 438円 |

注 (1) 金額は06年度の愛知県。  
 (2) 「1. 25」は税・保険料など。  
 (3) 生活保護世帯は全生連「くらしに役立つ制度のあらまし (06～07年版)」から。  
 (4) 標準生計費は人事院給与第1課06年。  
 (5) 07年「国民春闘白書データブック」より

④ 生活保護費との比較でもかなりの差があります。また会社が倒産し、民事再生による場合の労働者の生計費を保障する額は、18歳・206, 979円と大幅に最低賃金を上回ります。

全体としてこの低い最低賃金がパート労働者の時給を抑制し、高卒初任給や標準生計費の算出においても「重し」の役割を果たしていることは明らかです。

最低賃金を引き上げることが労働者の賃金につながることは必至です。

## 「生計費」を原則とした最低賃金法の改定を

① 今回の「最低賃金改定法案」の趣旨は「生活保護施策との整合性を配慮」を加えるとしていますが、「生計費を重視する」とはなっていません。最低賃金決定の3要素のうち、最も重視すべきものですが、後景に追いやられています。

② 最低賃金を抑制してきた最大の要因は、「支払い能力論」です。最低賃金法第3条には「事業所の支払い能力」が規定されていますが、法案議論の過程で、いったんはなくなったものを再び使用者側代表の意向で法案に復活しました。「支払い能力論」は、中央でも地方でも「引き上げ」の足かせになってい

ます。使用者側の主張をはね返し、「生計費」を原則とした最低賃金の確立がいまこそ求められているときはありません。

## 現行最低賃金法と「改正案」

| 現行最低賃金法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 最低賃金法改定案                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 1 地域別最低賃金の原則<br>(1) 地域別最低賃金は、あまねく全国各地域において決定されなければならないものとする。<br>(2) 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならないものとする。<br>2 地域別最低賃金の決定<br>厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」)の調査審議を求め、その意見を聞いて、最低賃金の決定をしなければならないものとする。<br>3 派遣中の労働者の地域別最低賃金<br>一派遣先の事業の事業場の所在する地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第1の(2)を適用するものとする。 | 以下を挿入<br>(3)(2)の労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護にかかわる施策との整合性に配慮するものとする。 |

## 政府の「円卓会議」での議論から

安倍内閣のもとで設置された「成長力底上げ戦略推進円卓会議」で6月6日、最低賃金の問題が議論されました。このなかで日商岩井会長の丹羽宇一郎氏は特筆すべき発言をしています。それは「最低賃金が労働者の生活安定を保障する、まさに最低限の賃金水準というものを意味するのであれば、算定根拠は労働者の生計費に絞るというのが筋ではないか」「事業主の賃金支払能力に配慮して決定するということであると、最低生活水準以下の生活を労働者に強いるということになる」「もちろん、この最低賃金引上げによるコスト負担でマイナスの影響を被る企業が出るということがあるとしても…本来、競争原理からいえば、企業努力で解決すべきものなんですね」とのべています。

この発言は、日本の最低賃金が、セーフティネットの役割をはたさず、生活できる水準にないことを財界も認めたものといえます。もっとも財界全体の態度はあいかわらず「支払い能力論」に固執しています。

# そもそも最低賃金とは そのしくみは

## 最低賃金法の目的とその歴史的経過

① 最低賃金は、最低賃金法にもとづき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意のうえで定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

② 最低賃金法は、1959年に労働基準法の独立法として成立しました。当時、国内の運動とともに国際的にも日本の低賃金が批判的となるなかで成立しました。

### 最低賃金法 第1条(目的)

この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

③ 1964年に全国一律最低賃金制確立の要求で労働組合による統一ストライキがおこなわれました。運動の高まりのなかで、それまでの「業者間協定」＝つまり資本家だけで勝手に決める方式から「審議会の意見を聞く」「職権方式」に変わりました。1975年には、当時の日本社会党、日本共産党、公明党、民社党の野党4党共同の全国一律を軸とする最賃法案が国会に提出されましたが、自民党の反対で廃案になりました。

④ 76年には、現行の地域別最低賃金が全都道府県に設置され、78年から中賃による「目安」方式が採用されています。また、02年から日額表示をやめ、時間額表示のみになりました。

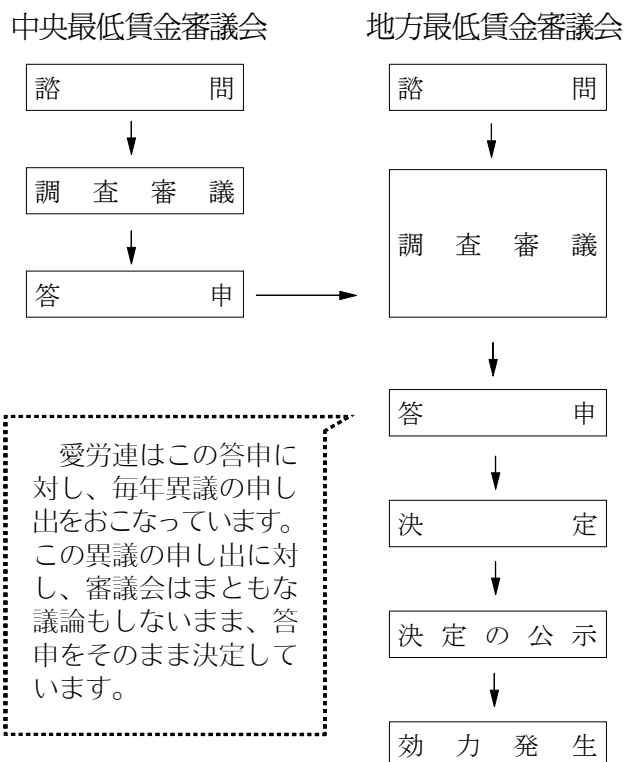
## 最低賃金法の決定と効力発生までの流れ

① 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議がおこなわれます。その際、

- i) 労働者の生計費
- ii) 類似の労働者の賃金
- iii) 通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定または改定されることとなっていますが、実際は中央最低賃金審議会の「目安」の範囲ないしは+1～2円で決定されるのが通常です。しかも「生計費」は、完全に無視され、引き上げにはつねに反対する使用者側委員の「支払い能力論」が事実上、基準になってきました。

### ② 効力発生までの流れ



## 審議会委員「連合」独占の偏向任命

① 現在、最低賃金は「審議会方式」で決定するしくみになっています。愛知の場合、労使委員それぞれ5人、公益委員5人で構成されています。また審議会のもとに「専門部会」がおかれ、具体的な議論がおこなわれています。ここで議論されたことが、ほぼ審議会の決定内容になっているのが現状です。

② 中央最賃審議会をはじめ都道府県すべての審議会の労働者委員は連合が独占しています。全労連系はひとりもいません。また、審議会は傍聴できるものの、専門部会は非公開です。委員の選出は潮流のちがう労働組合があれば公正な選任、また意見陳述も時給労働者などから幅広く意見を聞くという開かれた審議会運営が求められています。



## 07年の最低賃金改定 いっそうの格差拡大

## 07年度 地域最低賃金

| ラ | 都道府県名 | 改定最低賃金額 | 引上額 | 目比 | 安較 |
|---|-------|---------|-----|----|----|
| C | 北海道   | 654     | 10  | 0  |    |
| D | 青森    | 619     | 9   | +2 |    |
| D | 岩手    | 619     | 9   | +2 |    |
| C | 宮城    | 639     | 11  | +1 |    |
| D | 秋田    | 618     | 8   | +1 |    |
| D | 山形    | 620     | 7   | 0  |    |
| C | 福島    | 629     | 11  | +1 |    |
| C | 茨城    | 665     | 10  | 0  |    |
| B | 栃木    | 671     | 14  | 0  |    |
| C | 群馬    | 664     | 10  | 0  |    |
| B | 埼玉    | 702     | 15  | +1 |    |
| A | 千葉    | 706     | 19  | 0  |    |
| A | 東京    | 739     | 20  | +1 |    |
| A | 神奈川   | 736     | 19  | 0  |    |
| C | 山梨    | 665     | 10  | 0  |    |
| B | 長野    | 669     | 14  | 0  |    |
| C | 新潟    | 657     | 9   | 0  |    |
| B | 富山    | 666     | 14  | 0  |    |
| C | 石川    | 662     | 10  | 0  |    |
| C | 福井    | 659     | 10  | 0  |    |
| C | 岐阜    | 685     | 10  | 0  |    |
| B | 静岡    | 697     | 15  | +1 |    |
| A | 愛知    | 714     | 20  | +1 |    |
| B | 三重    | 689     | 14  | 0  |    |
| B | 滋賀    | 677     | 15  | +1 |    |
| B | 京都    | 700     | 14  | 0  |    |
| A | 大阪    | 731     | 19  | 0  |    |
| B | 兵庫    | 697     | 14  | 0  |    |
| C | 奈良    | 667     | 11  | +1 |    |
| C | 和歌山   | 662     | 10  | 0  |    |
| D | 鳥取    | 621     | 7   | 0  |    |
| D | 島根    | 621     | 7   | 0  |    |
| C | 岡山    | 658     | 10  | 0  |    |
| B | 広島    | 669     | 15  | +1 |    |
| C | 山口    | 657     | 11  | +1 |    |
| D | 徳島    | 625     | 8   | +1 |    |
| C | 香川    | 640     | 11  | +1 |    |
| D | 愛媛    | 623     | 7   | 0  |    |
| D | 高知    | 622     | 7   | 0  |    |
| C | 福岡    | 663     | 11  | +1 |    |
| D | 佐賀    | 619     | 8   | +1 |    |
| D | 長崎    | 619     | 8   | +1 |    |
| D | 熊本    | 620     | 8   | +1 |    |
| D | 大分    | 620     | 7   | 0  |    |
| D | 宮崎    | 619     | 8   | +1 |    |
| D | 鹿児島   | 619     | 8   | +1 |    |
| D | 沖縄    | 618     | 8   | +1 |    |
|   | 全国平均  | 687     | 14  |    |    |

全労連総合労働局調べ

## 中途半端な額で格差を拡大させた中賃「目安」

① 07年の最低賃金は、先に述べたように法改正や「成長力底上げ戦略推進円卓会議」での議論もあり、これまでにない雰囲気のもとで中央最低賃金審議会がはじまりました。中央最低賃金審議会の最初の審議会では柳沢厚生労働大臣(当時)が「従来とはちがった議論」を要請しました。また審議会に対し、以下の4つの「考え方」を提示しました。

厚労省のこの考え方や労働者委員の「最低でも50円以上」という意見に対し、使用者側は猛反発。8月8日の中賃「目安小委員会」はAランク

=19円、Bランク=14円、Cランク=9・10円、Dランク=6・7円、平均14円という目安をだしました。

② これを受けて愛知の最賃審議会は8月28日、「目安19円」に1円を上積みした714円を答申しました。愛労連はこの答申に対し、9月6日「格差と貧困の解消にはほど遠い」「少なくとも名古屋市内の18歳の生活保護水準を上回り、Aランク内の格差を解消するために、東京並みに引き上げること」との「異議の申し出」をおこないました。14日に開催された審議会で愛労連が提出した「異議の申し出」は却下されました。ただし、その議論のなかで、使用者側委員のひとり(愛労連の申し出には)、中小企業の支援策という文言があることは賛成できる」と発言しました。

## 最賃の地域間格差が大企業の新たな利益に

① 今回の改定は、ランクによってさらに格差が拡大したことが大きな特徴です。これまでは最大109円だったのが、121円になりました。これでは、いっそう地域経済を冷え込ませることになります。また、格差は企業がいっそう安い労働力を求めて、最低賃金の低い地域に流れ、格差を利用した利益をあげることにはずみをつけることになります。また労働者の側からすれば、高い地域での就業を希望し、愛知県にも東北や沖縄から多くの労働者がきています。「月収30万円」という就職情報誌をみてきたものの、実際は長時間労働が前提で、高い寮費・光熱水費などを払うと、手取りは最低賃金額すれすれという事例があとをたちません。

② 全国どこでも、どんな仕事でも同一の賃金であるべき全国一律最低賃金制確立は、きわめて重要な課題になっています。

# 「改正パート労働法」 実効性乏しく

## 「均等待遇」にほど遠い パート労働法の「改正」

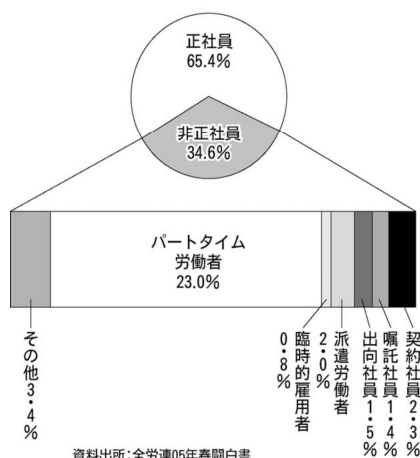
① 147通常国会で「パート労働法」が「改正」されました。パート労働者の切実な願いを実現するうえで、実効ある改定が求められていました。しかし成立した改定法は「均等待遇」にはほど遠く、ごくかぎられたパート労働者に限定されました(下記)。

- ① 「差別禁止規定」はもうけられたものの、その対象者は
- ・業務の内容および当該業務に伴う責任の程度からみて、その職務の内容が当該事業所における通常の労働者と同じ
  - ・期間の定めのない労働契約(反復更新を含む)
  - ・慣行その他の事情からみて、退職までに同様の態様、頻度の職務の変更が見込まれる短時間労働者
- 高いハードル ほとんどが対象外になるのは、1200万人パートのわずか1%!!
- ② 同一事業所に同様の仕事をしている正規労働者がいない場合は対象にならない。
- ③ いわゆる「疑似パート」(フルタイムパート)はもともと適用除外
- ⑤ 有期契約のパート労働者も対象外

その対象は、1200万人パート労働者のわずか1%です。いわゆるフルタイムパートや有期契約のパート労働者は、最初から除外されているのです。

非正規社員が全体の34.6%うち、パート労働者は23.0%で1200万人に達しています。こうした労働者

労働者の就業形態



がもっとも最低賃金の影響を受けやすく、雇用の調整弁としても、不安定な雇用形態のまま、今回の改正でも除外されています。

② パート労働者の時給の全

国平均は942円(女性・平成17年度実施)です。地方によって、ばらつきがあるものの、やはり低い最低賃金がパート労働者全体の賃金の足を引っ張っているといえます。しかも愛知の場合、全国平均におよばず887円にとどまっています(06年度)。

## 公務職場にも広がる 「官製」ワーキングプア

① 9月19日の朝日新聞は「非正規公務員／法の谷間／フルで働いて年収140万円」という特集記事を掲載しています。いま自治体には全国で45万人、国家公務員では15万人の非正規職員がいるといわれています。臨時・非常勤職員はいずれも「有期の任用」が建前ですが、実際は更新を繰り返し、数年～10年以上働いている人が多くいます。しかし、彼らの多くが時給労働者で、しかも更新しても「昇給」がなく、採用時のままの時給で数年働いている人もいます。

② 県内のある自治体の非常勤職員(事務職)の時給は、710円というきわめて低額で募集しています。今回の最低賃金の改定であらためなければなりません。こうした自治体が結構あります。自治体の当局は「それでも応募してくる」と開き直っています。

国家公務員の場合でも「日々雇用・期間は最長半年」という職員が増え、「国が率先し日雇いをしている。これでは官製ワーキングプアだ」(国公一般労働組合)という批判の声が出ています。

③ 自治体によっては、臨時・非常勤職員は、過半数をこえています。仕事の内容は、たとえば高浜市では臨時・非常勤職員が全体の半数をこえ、職務の中核を担っている場合があります。ところがそうした臨時・非常勤職員は時給以外、手当がつかない場合が多く、時給も実質的にはそれ以下になっています。職務内容に待遇が追いついていない状況です。

④ こうした労働者には「パート労働法」が適用されず、文字どおり「法の谷間」にあり、雇用もきわめて不安定です。一定更新を繰り返せば、民間の場合は「期間の定めのない雇用」という判例法理が適用されますが、公務の場合は「任用」とあるという理屈で、いわゆる「雇止め禁止＝解雇規制」が適用されません。公務職場においても「均等待遇」「同一労働・同一賃金」が大原則であり、また「安心して働き続けられる雇用の安定」をめざして、大幅な改善が求められます。

# 最低賃金に関する愛労連の要求 ①

## 愛労連の要求の基本 時間給1000円以上を

① 愛労連は最低賃金に関する要求をかかげ、その実現のために奮闘し

ています。下記の要求は、愛労連が07年4月に労働局に提出した内容です。

1. 愛知の最低賃金について、以下のように改善すること。
  - ① 愛知の地域別最低賃金を、生活保護基準以上に引き上げること。当面、時間額1000円とすること。
2. 全国全産業一律の新しい最低賃金制を確立すること。
  - ① 金額はすべての労働者が、健康で文化的な生活を営むのに必要な最低額を規定すること。
  - ② 金額は当面、時間額1000円、日額7400円、月額15万円以上とすること。
  - ③ 地域間格差をなくすために、当面Dランクを廃止すること。
3. 地方最低賃金審議会・同専門委員会の委員の選任にあたっては各労働団体の実情に即して公正・民主的に任命すること。運営については民主性・公開性を貫き、現場労働者の声を反映させるべく、パート・女性委員の選任、生活体験者等による意見陳述の機会を設けること。
4. 最低賃金法・パート労働法について、「均等待遇」「1日8時間労働で生活できる賃金」などを明記し、実効ある改定をおこなうこと。
5. 最低賃金に関わる監督官を増員し、監督行政の強化をはかり、違反企業に対する罰則を強化すること。

## 要求の根拠と意義は 労働者全体の賃上げ

① 最低賃金の水準が生活保護水準を下回っている点について、この1

年、改善を求める議論が広がりました。しかし生活保護水準レベルまで上回ればいいということにはなりません。「時給1000円以上」は当面の要求として、全労連はもちろん、今年は連合もかかげた要求です。ただ時給1000円であっても年間1800時間働いてようやく年収は180万円。いわゆる「貧困ライン」を下回る水準です。最賃法の目的にもあるように「生活できる賃金」であれば、1000円ではとうていおおよびません。

② 「生計費」という点からみれば、生活保護水準は1つの目安です。名古屋(1級地)の生活保護費との比較でも最低賃金が下回っています。

| 名古屋(1級地)の生活保護基準 |            |                    | 最低賃金                |
|-----------------|------------|--------------------|---------------------|
| 第1類<br>(18歳)    | 1-1<br>1-2 | 42,080円<br>40,190円 | 122,144円            |
| 第2類<br>(1人)     | 1-1<br>1-2 | 43,430円<br>41,480円 |                     |
| 住宅扶助            | 基準額        | 35,800円            | この額から税金・保険料等が控除される。 |
|                 | 特別基準額      | 46,600円            |                     |
| 1-1基準額          |            | 121,310円           |                     |
| 1-1特別基準額        |            | 132,110円           |                     |

③ 最低規制としての最低賃金が時給1000円に引き上げられれば、正規も含めて労働者全体の賃金水準の底上げが可能になります。また、最低賃金が引き上げられたことによって、現在の水準の額を少なくとも平均で14円、愛知の場合は20円引き上げを求めるべきです。現在パート労働者(女性)の平均時給は、女性は942円(全国)で最低賃金を上回っています。しかし上回っているから現行水準でいいということではありません。最低賃金引き上げと「均等待遇」「時給1000円以上」の要求を軸にして、すべての時給労働者の賃上げのたたかいとして位置づけることが重要です。

④ 底上げとともに重要な要求は、格差をなくすることです。現在全国を4つのランクにわけていますが、07年の改定ではランクごとの目安によって、これまで109円だったのが121円に、さらに格差が拡大しました。こうした格差には、何の根拠もありません。地域経済等の指標を理由にするのであれば、愛知は「良好」なはずなのに、同じAランク内でも差がつけられています。思い切った引き上げ、全国一律の最賃制確立が急務であり、当面、Dランクは廃止すべきです。

⑤ 最低賃金法は本来、「1日8時間労働で生活できる賃金」を保障する水準を確保すべきです。労基法は「週40時間・1日8時間」の労働時間を明記していますが、時間外労働をしなければ生活できる賃金が得られないというのが実態です。これでは憲法が保障する「健康で文化的な生活」(第25条)や「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」(最低賃金法第1条)にははるかにおよびません。



## 最低賃金に関する愛労連の要求 ②

⑥ 下表は、京都総評と佛教大・金沢誠一教授が試算した生計費です。この数字からみると、いかに最低賃金が低いかわかります。また「時給1000円以上」という要求がいかに控えめであるかがわかります。

京都総評と佛教大・金沢教授による生計費試算

|                            | 20代男性<br>賃貸アパート1K     | 40代夫婦<br>賃貸マンション<br>3DK | 75歳男性<br>年金生活者<br>アパート1K | 75歳・70歳<br>夫婦年金生活<br>アパート1K |
|----------------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 食費                         | 4万1011円               | 11万20円                  | 2万9405円                  | 5万6175円                     |
| 住居費                        | 4万1250円               | 6万2500円                 | 4万1250円                  | 4万7850円                     |
| 被服費・履物                     | 7090円                 | 2万7935円                 | 5373円                    | 1万6462円                     |
| 交通・通信                      | 1万2703円               | 2万1920円                 | 9470円                    | 1万2635円                     |
| 教育娯楽                       | 1万4995円               | 2万1418円                 | 1万778円                   | 1万6379円                     |
| 最低生活費<br>(税込み)<br>月額<br>年額 | 19万7779円<br>237万3348円 | 48万2227円<br>578万6724円   | 18万5061円<br>222万732円     | 31万2135円<br>374万5620円       |

⑦ 審議会および専門部会等の委員の任命に関して、労働局(厚生労働省)は、一貫して連合独占の任命を繰り返してきました。全国的にも偏向任命が続いています。

これは二重の意味で不当だといえます。第1は、潮流のちがう労働組合がある場合、公正な任命をおこなうのが行政の最低限の任務です。この基本的な姿勢を自ら放棄し、連合独占を繰り返すことは、きわめて悪質な対応であり、政治的意図を露骨に示したものです。第2は、中小零細企業や福祉・介護職場の労働者を組織しているのは愛労連であり、またパートなど、最低賃金と関わりのある労働者の代表を選任することが重要です。

⑧ 意見陳述についても、労働局や審議会各委員は、実施することに反対しています。昨年も審議会は「今年の実施は時期尚早」という結論で、拒否しました。今年も再三の要求にもかかわらず実現しませんでした。全国的にみれば宮城・高知で実現し、今年新たに奈良で実現しました。パート労働者をはじめ、非正規労働者がどんな実態にあるのかを把握する絶好の機会を自らつぶすようなものです。

### 「支払い能力論」は口実 下請との公正な取引を

① 最賃引き上げの最大のネックになっているのが「支払い能力論」です。今年も中賃の「目安小委員会」報告がだされたとき、日本商工会議所は、会頭のコメントとして「現状では、①デフレの中で生計費に大きな変化は見られず、②最近の実勢賃金の上昇幅は、厚生労働省の賃金改定調査結果によれば全国平均で5円であり、大幅な引上げはこうした実態とかけ離れており、法律の趣旨からも根拠がない」「企業の経営実態を無視した無理な最低賃金の引上げを強制することは、労使が一体となって必死に生き残りの努力を続けている、収益性の低い中小零細企業の息の根を止め、ひいては、経営者はもとより、そこに働く70万人以上の労働者の生活にも重大な影響を与えることが懸念される」などと述べています。

② しかしこれほど、本末転倒の話はありません。そもそも中小企業の経営危機の最大の要因は「大企業・親企業による下請への単価切り下げ」です。

トヨタ自動車は2000年以降、コストダウン計画を打ち出し、下請企業へのしわ寄せを強行してきました。00年～02年の3年間で調達部品金額の90%(173項目)について、30%のコストダウンCCC21(=コンストラクション オブ コスト コンペティブネス21 1兆円目標)を推進し、7500億円のコストダウン。03年～05年の3年間は、BT2(=ブレイクスルートヨタ2)で5200億円のコストダウン、現在VI(バリューイノベーション)を08年までの3年間で「さらに15%のコスト低減」をはかるとしています。この結果が、今日の中小零細企業の経営を危機に陥れているのです。これが原因で豊田市内の中小零細企業(9号)の7割が赤字になっています。

③ こうした単価切り下げは、現行の「下請二法」すら無視しておこなわれているのが実態です。「支払い能力論」をいう前に、使用者側委員は大企業・親企業に「法令遵守」を求めるべきで、労働者を犠牲にする大企業・親企業の利益優先のしくみをまず転換させることが先決です。



# 最低賃金に関する愛労連のとりくみ ①

## 最低賃金闘争の推進

### (1) 地方議会への意見書採択運動

9月1日の第1回評議員会で提起・確認したとおり、最低賃金に関する秋からのとりくみとして、自治体議会での意見書採択運動をおこなうことにしています。

① 訪問の時期は10月中とし、11月16日の地域総行動時に陳情ないし請願の扱いが確認できるようにする。

② 議会での採択は12月議会での採択をめざし、3月議会でも追及していく。

#### ③ とりくみのスケジュール

9～10月 地域労連でとりくみの確認・学習会の開催。自治体および訪問日時の確認

10月 議会事務局訪問・議会同派への要請(懇談)

11月 11月16日地域総行動時に取り扱いを確認

### (2) 学習会のとりくみ、労働局・県・経営者団体等への要請をおこないます。

① 全労連「最賃要求大綱」や愛労連が作成する資料等を活用して学習会を旺盛にすすめる。

② 労働局・愛知県・経営者団体等に対し、愛労連として要請行動を10～11月月中におこなう。中心的な課題は「日雇い派遣」の廃止、「ネットカフェ難民」などの実態調査と対応、「住居喪失労働者」への援助の制度化、最低賃金引き上げにともなう中小零細企業への支援策、とりわけ「下請二法」の厳格な運用等、行政・経営者団体に要請する。

### (3) 職場での時給引き上げのたたかいを大きく前進させます。

① 最低賃金の引き上げにともない、職場での時給労働者の時給引き上げのとりくみを積極的にすすめる。少なくとも20円の時給引き上げをもとめる。

② 賃金確定闘争時、年末一時金闘争と結合して要求を提出する。

## 来春闘から夏期闘争を展望して

最低賃金闘争を来春闘から夏期闘争を展望し、重要な課題に位置づけてとりくみを強めます。

### (1) 最低賃金生活体験・学習決起集会

08年1月下旬

・最低賃金闘争をたたかう新年最初の意思統一・学習会です。生活体験突入の決起集会としても位置づけています。

### (2) 「最賃生活体験」の実施 2月の1月間

・時給714円(8時間×22日勤務として)税金・社会保険料を控除した額で生活します。目標は50人以上で成功させます。

### (3) 団体・個人署名の推進 3月中旬～

・厚生労働省・審議会に対して、大幅引き上げをめざす署名です。団体・個人でとりくみます。

### (4) 労働局との交渉 4月中旬～

・時給1000円以上を基本に、審議会での公正な任命、意見陳述の実現などを要求していきます。

### (5) 審議会委員の任命 5月上旬

・労働者委員に08年も5人を推薦し、公正な任命を求めます。

### (6) ハンガーストライキ(714分) 6月下旬

・6月中旬に714分のハンガーストライキを実施し、最低賃金引き上げをアピールします。

### (7) 労働局交渉・宣伝行動など 7月上旬

・愛知の労働局・審議会のほか、中央最賃・目安等に対しても積極的に引き上げを要求していきます。



## 最低賃金に関する愛労連のとりくみ ②

### 地域労連が地方議会に提出する請願(陳情)

最低賃金の引き上げ、ILO第94号条約批准・公契約法制定を求める意見書の  
採択を求める請願(陳情)

2007年 月 日

請願(陳情)団体

代表者

印

住所

紹介議員

〇〇議会議長殿

#### 【請願趣旨】

今年は愛知県の最低賃金が20円上がり、714円になりました。これは近年にない上がり幅ですが、しかしこの間議論が大きく盛り上がった「格差と貧困の解消」という点からみればほど遠い内容です。

ワーキングプア・ネットカフェ難民という言葉がマスコミをにぎわしています。ネットカフェ難民について厚生労働省の調査では5300人、愛知では1300人が住居を失い、ネットカフェなどに寝泊まりしている実態が明らかになりました。

「働く貧困層」をつくりだした背景に、労働法制の規制緩和とあまりにも低い最低賃金が大きな原因であることは明らかです。「格差と貧困」を解消するためには、「働くルール」を確立することが当然であり、あわせて全国一律最低賃金制確立を含む最低賃金制度の抜本的改善・大幅な引き上げが必要です。この場合、中小企業の経営を守るために「下請二法の厳格な適用」、国としての支援策を講じることが重要です。

また、9月19日の朝日新聞は「非正規公務員 法の谷間／フルタイムで働いて年収140万」「官製ワーキングプア」の実態を報道しています。公務職場が低賃金労働者を作り出すことのないよう、公共事業や委託で働く労働者の賃金・労働条件を確保するために、ILO94号条約の批准、公契約法の制定を強く求めるものです。

最低賃金の大幅引き上げについて、貴議会が国に対して以下の請願事項について、意見書をあげていただくよう要請します。

#### 【請願事項】

1. 現行の地域別最低賃金を生活保護基準(18歳・単身者)以上に引き上げること。当面、時間額1000円以上、日額7400円以上、月額15万円以上の実現を図ること。また、同額以上の「全国一律最低賃金制」を確立すること。あわせて中小企業支援策を講ずること。
2. ILO第94号条約(公契約における労働条項に関する条約)を批准すること。
3. 国においては公契約法を制定すること。当面、公共工事や公務・公共サービスの委託に係わって、入札する事業者に対し、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨をふまえた措置を講ずること。低価格入札によって違法な就労形態を防止するため、最低制限価格制度などを制定すること。

## 最低賃金に関する愛労連のとりくみ ③

### 地方議会から国への意見書のひな形

#### 最低賃金の引き上げ、ILO第94号条約批准・公契約法制定を求める意見書（案）

日本経済は、大企業が史上空前の利益を上げるなか、回復基調で推移しているといわれています。しかし中小零細企業の経営は依然としてきびしい状況におかれています。その最大の原因は、大企業・親会社による徹底した単価切り下げにあることは明かです。

中小下請企業では、より低賃金で働く労働者を求めて、派遣や請負労働者を大量に採用、なかには偽装請負や違法派遣という法律に抵触する雇用が拡大し、摘発される企業も後をたちません。

愛知県は「経済が元気」といわれ、東北・北海道や沖縄から労働者が大量に流入してきています。「月30万円以上」などとかかれた「就職情報誌」を頼りに就職したが、派遣や請負で月額給料から寮費や光熱水費などが徴収され、生活できないという事例もあります。また若者を中心に「日雇い派遣労働」が広がり、いわゆる「ネットカフェ難民」が増えていることが厚労省の調査でも明らかになりました。彼らのなかには、1日の賃金が「最低賃金」を下回る賃金しか得られない事実もあります。このような雇用の「規制緩和」が、労働者のなかに大きな「格差」をもたらし、そのことが「貧困」の最大の原因になっているのです。

こうした「格差と貧困」の解消のために、いま最低賃金の大幅な引き上げ、全国一律最低賃金制の確立が不可欠です。愛知の最低賃金は20円引き上げられ、714円になったものの、労働者の生活向上にはつながりません。最低賃金の引き上げは、こうした格差を是正するために必要不可欠です。公共工事や委託事業所に働く労働者の賃金・労働条件を確保するためにも、ILO第94号条約の批准、公契約法の制定を強く求めるものです。働くものの賃金を底上げすることは、消費の力をたかめ、地域経済にも大きな影響をあたえます。

よって、下記の項目について実現されるよう〇〇議会は地方自治法第99条に基づき、意見書を提出するものです。

#### 記

1. 現行の地域別最低賃金を生活保護基準（18歳・単身者）以上に引き上げること。当面、時間額1000円以上、日額7400円以上、月額15万円以上の実現を図ること。また、同額以上の「全国一律最低賃金制」を確立すること。あわせて中小企業支援策を講ずること。
2. ILO第94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を批准すること。
3. 国においては公契約法を制定すること。当面、公共工事や公務・公共サービスの委託に係わって、入札する事業者に対し、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨をふまえた措置を講ずること。低価格入札によって違法な就労形態を防止するため、最低制限価格制度などを制定すること。

年 月 日

〇〇議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

国土交通大臣



# 全労連【最低賃金法改正要求大綱】

## 1. 最低賃金制度の目的

最低賃金法は、労働者が健康で文化的な生活を営み、働くために必要な賃金の最低限の額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定に寄与すると同時に、労働力の質的向上及び公正な競争の確保に資することを目的とする。

## 2. 最低賃金の決定基準

最低賃金は、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な生計費を基本に、勤労にともなう経費と税・社会保険料負担分を加えたものとして定めるものとする。

また、その水準は労働者一般の平均賃金の年収ベースで50%を下回ってはならないものとする。

## 3. 最低賃金の額

① 最低賃金において定める賃金の額は、月、日、時間によって全国一律に定めるものとする。

② 出来高払い制その他の請負制で使用する労働者についての最低賃金額の適用については、その者の賃金が時間によって定められているものとみなす。すなわち、出来高払い制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間において出来高払い制その他請負制によって労働した総労働時間数で除した額とする。

## 4. 最低賃金の種類と競合

① 最低賃金は、全国一律最低賃金制、産業別最低賃金、職種別最低賃金の三種類とする。

② 産業別最低賃金、職種別最低賃金は、全国一律の最低賃金を下回ってはならないものとする。

③ 労働者が複数の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最も高い額の最低賃金を適用するものとする。

## 5. 最低賃金の効力

使用者は、労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約のその部分については無効とする。

る。無効となった部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなす。

## 6. 最低賃金法の適用範囲

最低賃金は、地域、産業、雇用形態、国籍などにかかわらずすべての労働者に適用する。

公務員、船員、さらには「契約」相手から「報酬を得ているもの」も対象とする。

## 7. 最低賃金委員会の設置と構成

① 最低賃金の額は、内閣総理(厚生労働)大臣に任命される労働者・使用者・公益委員の三者構成によって設置される最低賃金委員会によって決定される。

② 委員の構成は、労働者・使用者を代表する委員数は同数とし、公益委員はその半数とする。

③ 労働者委員は、労働組合全国中央組織及び全国的労働組合組織から推薦された者のなかから、労働団体の潮流・系統別に配慮して選出する。公益委員の任命は労使双方の合意を必要とする。

④ 最低賃金委員会は、産業別最低賃金(職種別最低賃金)の事務をおこなう地方事務局を設置する。

⑤ 最低賃金委員会の議事は公開を原則とする。

## 8. 監督行政と罰則

① 最低賃金額を労働者と使用者に徹底するとともに、監督行政については元請(親)企業も対象にできるように強化する。法違反に対する罰金額は労働基準法第24条違反よりも高いものとする。

② 監督機関に対する申告及び申告にともなう不利益取り扱いの禁止にかかわる規程を創設する。

## 9. 経過措置について

現行最低賃金が新たに定める全国一律最低賃金額を大幅に下回る地域については、計画的・段階的に引き上げる経過措置を設ける。



# 最低賃金制度「関連法案改正」要求について ①

最低賃金制度の抜本改正を実現したあと、国民経済・国民生活全体の最低保障を確立する作業をすすめる。当面、以下にあげる中小企業関連、官公需関連、年金関連の諸法律・制度等の改善を要求する。

## 下請中小企業振興法

※（振興基準）第3条「経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。」

この「振興基準」を改善し、民事効を付与する。  
「1. 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すること。」

## 下請代金支払等遅延防止法

※ 第3条「親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについてはその記載を要しないものとし、この場合は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。」

中小企業における労働力確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律

※ 第3条「厚生労働大臣及び経済産業大臣は、中小企業者が行う労働力の確保を図るための雇用管理の改善に係る措置及び良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に係る措置に関し、基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。」

## 会計法

※ 第29条の6「…契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、…その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不当であると認められるとき…」

## 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

※ 第15条「国は、各省庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（「適正化指針」）を定めなければならない。」

## 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

※ 第4条「国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して中小業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。」

## 国民年金法

※ 第1条「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」

※ 第4条「この法律による年金の額は、国民の生活水準に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。」

以上



# 最低賃金制度「関連法案改正」要求について ②

## 下請関連二法 下請代金法運用基準の禁止事項

| 禁止事項                                      | 概要                                                                                 |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>買いたたきの禁止</b><br>(第4条第1項第5号)            | 類似品又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること。                                                     |
| <b>不当な給付内容の変更及び不当なやり直し</b><br>(第4条第2項第1号) | 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付内容を変更させたり、又は受領後や役務提供後に給付をやりなおさせること。                         |
| <b>受領拒否の禁止</b><br>(第4条第1項第3号)             | 注文した物品の受領を拒むこと。                                                                    |
| <b>返品禁止</b><br>(第4条第1項第3号)                | 受け取ったものを返品すること。                                                                    |
| <b>下請代金の減額の禁止</b><br>(第4条第1項第3号)          | あらかじめ定めた下請代金をカットすること。<br>消費税5%をカットすること。                                            |
| <b>下請代金の支払い遅延の禁止</b><br>(第4条第2項第2号)       | 下請代金を、受領後60日以内に定められた支払期日まで支払わないこと。                                                 |
| <b>割引困難な手形の交付の禁止</b><br>(第4条第2項第2号)       | 一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形(繊維は90日、その他は120日を超えるもの)を交付すること。                      |
| <b>有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止</b><br>(第4条第2項第1号) | 有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた物品にかかわる下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり、支払わせること。                    |
| <b>不当な経済上の利益の提供要請</b><br>(第4条第2項第3号)      | 協賛金、協力金などの名目で下請代金とはちがう金銭の提供、作業への労務の提供、その他経済上の利益を提供させること。                           |
| <b>購入・利用強制の禁止</b><br>(第4条第1項第6号)          | 親事業者が指定するものを強制的に購入させたり、又は役務を強制的に利用させること。                                           |
| <b>報復措置の禁止</b><br>(第4条第1項第7号)             | 下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知れたことを理由として、その他下請業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な扱いをすること。 |

製造委託・修理委託に加え

新たに適用された取引

■情報成果物作成委託

テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム、テレビ番組・CM、ラジオ番組、映画、アニメーション、設計図、ポスターのデザイン、商品、容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告など

■役務提供委託

貨物運送業、内航運送業、自動車整備、ビルメンテナンス、商品の店頭配布、ソフトウェアの顧客サポートなど

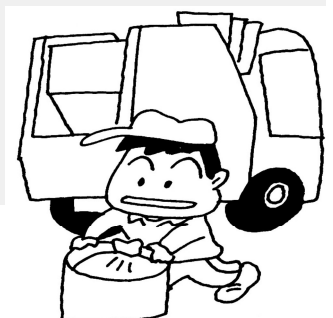
■金型の製造委託

■荷主と運送業者との取引は、独占禁止法に「特殊指定」されます。

## 運送業は独占禁止法「特殊指定」で荷主も

### 一方的な運賃カット、協力金・協賛金の上納などを規制

運送業では、大手荷主による一方的な運賃カット、協力金・協賛金などの上納強要、荷主企業の商品・サービスの押しつけ、消費税分の値引きなどの不正取引が横行しています。このような荷主と運送会社との直接取引は「下請取引」に該当しないため、公取委が独占禁止法に「特殊指定」して、上記「禁止事項」と同様に規制しています(04.4施行)。



# 公契約問題にかかわる愛労連の要求 ①

## 公共事業等に働く労働者の 労働条件確保・地域経済振興

① 国や地方自治体は、国民・住民に公共サービスを提供するために、民間企業や事業体から物品やサービスを購入し業務を委託し、建設工事を発注しています。このように国や自治体と民間企業・事業体とがかわす取引を「公契約」といいます。その市場規模は国・地方あわせて65兆円にのぼるといわれます。

② 「公契約運動」の直接の目的は、こうした公共工事・サービス関連の事業や官公需の物品を受注している製造業などに従事している労働者または自治体が直接「雇用(任用)」している非正規労働者(臨時・非常勤など)の賃金・労働条件の向上を求める運動です。

③ さらに「公契約運動」は上記の目的を追求するなかで、地域の民間賃金相場を支え、公務員労働者の賃金の切り下げに歯止めをかけ、公契約事業に公正な取引ルール(入札制度の改革等)の確立を促すことで、適正な利潤を確保することをもちとし、地域循環型の経済を確立することをめざす運動です。

④ 私たちは、一刻も早く国がILO94号条約を批准するとともに公契約法の制定、自治体においては、公契約条例の制定が求められてとりくみをすすめています。

## 公契約法・条例制定前でも できる「労働条項」の義務付等

公契約法・条例の制定前でも、以下のように改善はできます。

① 公契約時に労働条項を含ませること。入札条件ではありませんが、入札後の契約時に落札業者との契約において、労働条項に関する指導文書を手渡すことはできます。函館市では土木部長名による「適正な工事の施工を——工事、委託の施行上の留意事項——」という文書のなかに「二省協定単価に

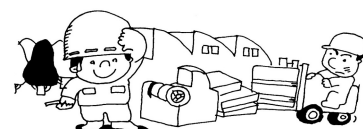
基づく労務単価により積算しているため、この点に十分留意し、適正な賃金を支払われるよう配慮して下さい」との文言とともに、「主要職種別設計労務単価表」が掲載されています。

② 公共機関が特記仕様書において「労働条項」を記載し、受注者に義務づけることです。入札後の業者との契約において、特記仕様書にしめることによって、「契約事項」とする効力をもたせることです。これは当該工事のみに効力をもつものですが、長野県では「トンネル粉塵飛散防止施策」を設け、労働安全衛生条項として位置づけられています。

③ 入札方式を価格だけでなく、労働条項を含む総合評価方式に転換することです。価格のみの入札方式は談合や低価格競争をまねくとして、近年「総合評価方式」を取り入れる自治体が増え、技術力や価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定しています。05年4月施行の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」による「品質確保」も重要な要素です。また99年2月には地方自治法施行令が「価格その他の条件」というように改正され、自治体がありとなる条件を首長が定めることができるようになりました。こうした点をふまえて、公契約条例制定以前の段階でも自治体が改善にむけて努力すべきです。

### 「総合評価方式」とは

入札にあたって、価格のみを基準とせず、技術、経験、公正労働基準、男女共同参画、環境、人権、福祉などの視点を評価項目にとりいれ、総合的に評価する入札方式をさします。安値受注による不当なダンピングを防止する入札制度として注目されています。ただし、現状では技術面だけを重視する傾向があり、結果的に地場の中小企業の参入をはばむ役割をはたす面もあります。公正労働基準や環境項目の重視、地元発注・地域還元の見点からの工夫などが求められています。



## 公契約問題にかかわる愛労連の要求 ②

### 低入札価格制度とは

調査基準価格（たとえば、3分の2から10分の8）をあらかじめ設定し、基準価格を下回る入札については、「その価格で適正な施工が可能か、履行がなされない恐れはないか」「資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切ではないか、公正な取引」などを調査し、その結果で落札者を決定する制度です。人件費のチェックの仕方を最賃基準とさせず、積算水準ないしは、その職種の一般的な賃金レベルとさせることや、調査にあたって、市民などが参加する「調査委員会」などを設置し、調査項目のチェックが確実に実施されるなどの体制が必要です。

＊地方自治法施行令162-10-1

### 行政通達文書による指導とは

「函館方式」ともいわれます。函館市では、公共工事に関し、通達文書「適正な工事の施工を 一工事、委託の施工上の留意事項一」をだしており、それに基づく行政指導によって、積算労務単価の水準を明示し適正な賃金の指導、建退共制度の貼付枚数の報告義務、下請業者対策、不払い防止、地元業者・地元資材の活用など、公共工事発注における地域経済振興や、雇用・労働者福祉重視型の行政指導をおこなっています。各地でこの方式が検討されています。



### 最低制限価格制度とは

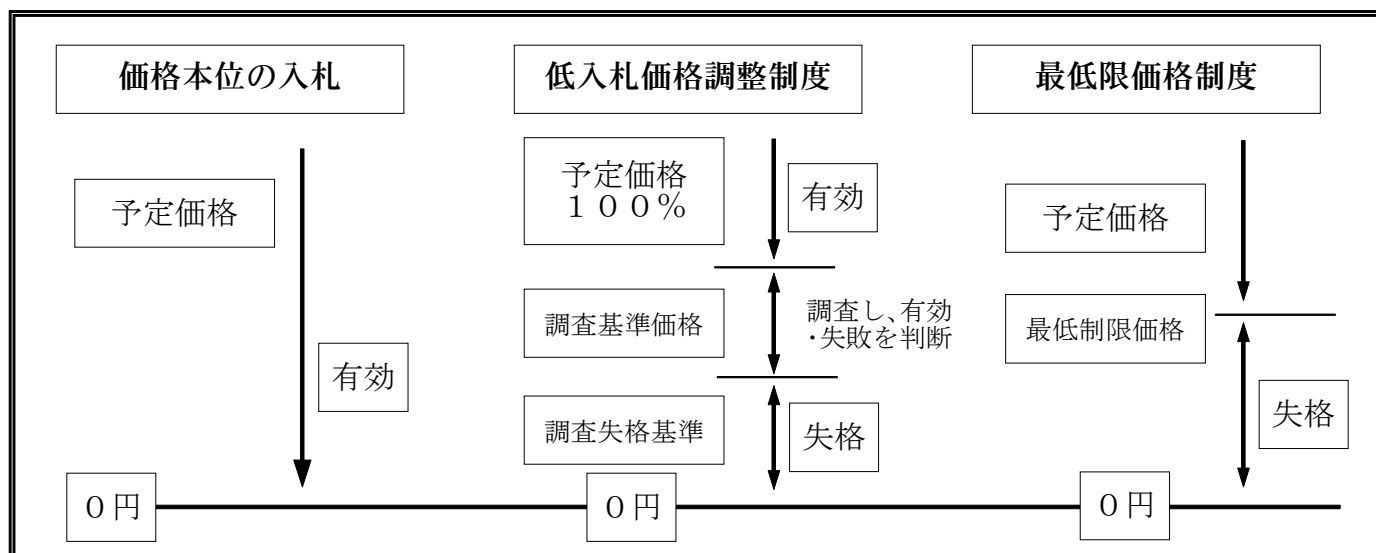
入札にあたって設定価格の70%～80%程度を入札の最低限度として、それ以下の入札は即失格とする制度です。その基準は工事規模や自治体の姿勢によって差がありますが、低落札の一定の歯止めとなっています。03年度の江戸川区の予定価格に対する落札価格の比率では、予定価格の80%未満の工事件数が全体の3割を占めています。最低制限価格制を入札発注制度の基本とし、最低制限価格の引き上げが必要です。

＊地方自治法施行令162-10-2

＊「地方自治法施行令」が、平成14年3月25日に改正され、業務委託にも低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入が可能となりました。

### ILO94号条約とは

1949年に採択された条約で、世界で59カ国が批准しています。この条約の趣旨は、①公的機関と民間機関との公契約が低廉な条件提示で契約されがちであり、コスト削減政策の結果、低賃金が実現する可能性が高い、②公的機関はモデル使用者、民間機関の模範となる必要がある、③だから、公契約に適正労働条項を入れ、公正労働条件の確保、低賃金の除去を目的とすることが趣旨です。



資料：滋賀県土木交通部監理課技術管理室作成の図表より



# 最低賃金引き上げの経済波及効果について

07年2月、労働運動総合研究所は最低賃金を全国一律で1000円に引き上げた場合の経済波及効果について産業連関表を用いて試算をおこないました。

1. 最低賃金引き上げで全労働者の時間あたり賃金を1000円以上への引き上げた場合
2. 時間あたりの賃金分布データは「日本における最低賃金の経済分析」(05年11月)を使用。
3. 賃金増部分が同消費のどのような費目に回るか。
4. パート労働者の日数は1日8時間×12日×月＝年間1440時間とした。

## 最賃1000円ならGDP0.27%押し上げ

1. 厚労省の『賃金構造基本統計調査(2003年)』の対象労働者(回収ベースで2,800万人)を前提に、最低賃金を全国一律で1,000円へと引き上げることによる経済波及効果について産業連関表を利用して試算した。約700万人の労働者の賃金が総額年間2兆1,857億円増加し、それにとまって消費支出が1兆3,230億円増加、各産業の生産を誘発して国内生産額を2兆6,424億円拡大し、GDPを0.27%押し

上げる効果をもつことがわかった。

## 低所得者の方がより消費にお金が回る

2. 仮に高所得者層が、上記の賃金増分と同額の追加収入を得たとしても、消費支出は7,545億円増にとどまり、低所得者層の賃金引き上げをした方が消費により多くのお金が回ることもわかった。また、低所得者層の消費増の波及効果は、中小企業関連の産業分野により多くあらわれることがわかった。

## 消費需要増の成果は中小零細企業に

3. 試算から、次のような政策的示唆を得た。すなわち、最低賃金引き上げによる中小企業の生産コスト増を心配する声があるが、それによる消費需要増の成果を受け取るのは主に中小企業である。中小企業はワーキングプア根絶の社会的意義をふまえ、積極経営の立場に立ち、当面の苦しさはあったとしても、最賃引上げに賛同することによって、その果実を受け取ることができる。さらに労働者と力をあわせ、単価引上げや取引慣行の改善、中小企業支援策などを大企業と政府に対し、要求していくべきである。

勤労世帯の収入と支出—低所得者層と高所得者層の比較—

|                                                                                                                                                          |               | 低所得者層                                      |                       | (A)から(B)へ移行<br>することによる |            | 高所得者層                                       |                | (C)から(D)へ移行<br>することによる |            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------|-----------------------|------------------------|------------|---------------------------------------------|----------------|------------------------|------------|
|                                                                                                                                                          |               | 年収200万円<br>以下 (A)                          | 年収200～250<br>万円以下 (B) | 増加額<br>(円)             | 増加率<br>(%) | 年収150万～<br>2000万円 (C)                       | 年収2000万円<br>以上 | 増加額<br>(円)             | 増加率<br>(%) |
| 収入                                                                                                                                                       | 実収入           | 178,524                                    | 212,088               | 33,564                 | 1.188      | 1,006,942                                   | 1,325,904      | 318,962                | 1.317      |
|                                                                                                                                                          | 勤め先収入         | 145,383                                    | 186,778               | 41,395                 | 1.285      | 925,383                                     | 1,159,876      | 234,493                | 1.253      |
|                                                                                                                                                          | 兼業・内職収入       | 337                                        | 326                   | －11                    | 0.967      | 7,632                                       | 27,543         | 19,911                 | 3.609      |
|                                                                                                                                                          | 本業以外の収入       | 2,739                                      | 2,360                 | －379                   | 0.862      | 16,673                                      | 44,589         | 27,916                 | 2.674      |
|                                                                                                                                                          | 財産収入・社会保障給付等  | 18,933                                     | 18,246                | －687                   | 0.964      | 35,781                                      | 56,313         | 20,532                 | 1.574      |
|                                                                                                                                                          | 特別収入          | 11,132                                     | 4,378                 | －6,754                 | 0.393      | 21,473                                      | 37,582         | 16,109                 | 1.750      |
|                                                                                                                                                          | 実収入以外の収入      | 177,582                                    | 206,494               | 28,912                 | 1.163      | 744,138                                     | 855,903        | 111,765                | 1.150      |
| 支出                                                                                                                                                       | 実支出           | 179,531                                    | 212,261               | 32,730                 | 1.182      | 771,905                                     | 939,749        | 167,844                | 1.217      |
|                                                                                                                                                          | 消費支出          | 163,790                                    | 188,845               | 25,055                 | 1.153      | 567,107                                     | 648,052        | 80,945                 | 1.143      |
|                                                                                                                                                          | 非消費支出         | 15,741                                     | 23,416                | 7,675                  | 1.488      | 204,797                                     | 291,697        | 86,900                 | 1.424      |
|                                                                                                                                                          | 直接税           | 2,849                                      | 4,515                 | 1,666                  | 1.585      | 102,470                                     | 179,962        | 77,492                 | 1.756      |
|                                                                                                                                                          | 社会保険料         | 12,757                                     | 18,772                | 6,015                  | 1.472      | 102,074                                     | 111,537        | 9,463                  | 1.093      |
|                                                                                                                                                          | その他           | 135                                        | 130                   | －5                     | 0.963      | 253                                         | 198            | －55                    | 0.783      |
|                                                                                                                                                          | 実支出以外の支出 ※1   | 177,944                                    | 205,362               | 27,418                 | 1.154      | 972,054                                     | 1,229,796      | 257,742                | 1.265      |
| 繰越金—繰入金                                                                                                                                                  |               | －1,369                                     | 959                   | 2,328                  | －0.701     | 7,123                                       | 12,262         | 5,139                  | 1.721      |
| 参考                                                                                                                                                       | 可処分所得 ※2      | 162,783                                    | 188,672               | 25,889                 | 1.159      | 802,145                                     | 1,037,207      | 232,062                | 1.289      |
|                                                                                                                                                          | 平均消費性向 (%) ※3 | 100.6                                      | 100.1                 |                        |            | 70.7                                        | 62.7           |                        |            |
| 勤め先収入の増加、1円あたりの消費支出増加額                                                                                                                                   |               | 消費支出増加額(25,055円)／勤め先収入増加額(41,395円)＝0.6053円 |                       |                        |            | 消費支出増加額(80,945円)／勤め先収入増加額(234,493円)＝0.3452円 |                |                        |            |
| ※1 「実収入以外の収入」とは、預貯金引出、保険取金、有価証券売却など。「実支出以外の支出」は、預貯金、保険掛金、有価証券購入など。<br>※2 「可処分所得」＝実収入－非消費支出<br>※3 平均消費性向＝消費支出／可処分所得<br>〔資料出所〕 平成16年「全国消費実態調査報告」家計収支編 総務省。 |               |                                            |                       |                        |            |                                             |                |                        |            |